

▼経常収支比率とは

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標です。

地方税、地方交付税および地方譲与税などの経常的な一般財源が、人件費、扶助費、公債費などの経常的経費にどの程度充当されているかを示しています。

この比率が高いほど財政構造が硬直化していることを表しています。

家庭で例えるならば、給料のように毎月決まって入る収入に対して、家賃（住宅ローン）、食費、光熱水費などの毎月必要な支出の割合になります。比率が低いほど、娯楽や趣味に使えるお金が増えることになります。

地方公共団体でも、財政構造の弾力性が改善すれば、独自の施策を実施しやすくなります。

令和5年度決算においては、自立支援給付費などの扶助費が増加したことにより、前年度と比較して0・5ポイント増加しました。

▼財政力指数とは

地方公共団体の財政力を示す指標です。

基準財政収入額（普通交付税を算定するために、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入などを一定の方法により計算した地方公共団体の収入額）を基準財政需要額（同じく普通交付税を算定するために、地方公共団体が合理的かつ標準的な水準の行政を行い、また施設を維持するための需要額を一定の方法により計算した額）で割った数値の過去3カ年の平均値です。この数値が1・0を超えると普通交付税が交付されない不交付団体となります。

すなわち財政力指数が高いほど普通交付税算定上の留保財源が多いことになり、財源に余裕があるといえます。

基本的には基準財政需要額と基準財政収入額の差が普通交付税の算定額となります。令和5年度の数値は前年度と比較して0・02ポイント減少し、依然として財政基盤が弱い状態にあると言えます。

	財政力指数の推移	経常収支比率の推移
令和元年度	0.43	93.8%
令和2年度	0.43	88.5%
令和3年度	0.41	84.4%
令和4年度	0.40	90.1%
令和5年度	0.38	90.6%

▼財政健全化判断比率とは

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体は財政の健全性に関する比率を公表することとされています。

各比率が早期健全化基準値を超えた場合は、財政健全化計画の策定などが義務付けられ、さらに財政再生基準値を超えた場合には、財政再生計画の策定などが義務付けられ、地方債の発行についても制限されるなど、厳しい財政運営を迫られることとなります。

利根町においては、全ての指標で黒字もしくは早期健全化基準以下の値となっており、将来の財政運営に支障が出る状況ではありません。

今後も行財政改革を推進し、財政の健全化に努めてまいります。

●実質赤字比率

普通会計の赤字額の標準財政規模（町税と普通交付税などで令和5年度は約41億2300万円）に対する割合です。利根町は収支が黒字のため数値が示されません。

●連結実質赤字比率

公営事業会計を含めた町全ての会計の赤字額の標準財政規模に対する割合です。利根町は全ての会計で収支が黒字のため数値が示されません。

●実質公債費比率

普通会計が負担する公債費（地方債の元利償還金）や、公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する割合です。

●将来負担比率

普通会計が将来負担することとなる地

利根町		普通会計 一般会計、霊園事業特別会計
実質赤字比率	↑	公営事業会計 国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計
	↓	うち公営企業会計 公共下水道事業特別会計 (法非適用)
連結実質赤字比率	↑	一部事務組合・広域連合 稲敷地方広域市町村圏事務組合、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、龍ヶ崎地方衛生組合、茨城県市町村総合事務組合、茨城租税債権管理機構、茨城県後期高齢者医療広域連合、茨城県南水道企業団
	↓	地方公社・第三セクター など 茨城県信用保証協会
将来負担比率		↑
資金不足比率		↓

令和7年度利根町住民協働事業（行政提案型事業）を募集します

▼住民協働事業とは

これまでは「公共サービスは行政が提案するもの」といった考え方がありました。もちろん、行政が提案していかなくてはならない公共サービスもありますが住民一人ひとりの思いを形にし、さまざまな地域の課題などに対応できる住民が主体となった公共サービス提供の仕組みづくりも必要です。

住民協働事業とは、公共的な課題の解決もしくは地域の活性化につながる事業で、「自分たちならこのような方法で、より良いサービスが提供できる」といった住民の皆さまから企画立案していただく「住民提案型事業」と、町が特定の課題などを提案したものに、住民の皆さまが企画立案して取り組んでいただく「行政提案型事業」の2種類の提案型事業をいいます。今回募集する事業は、「行政提案型事業」になります。提案内容は以下のとおりです。

▼町が提案する事業

【スマホ相談窓口】の開設

社会全体のデジタル化が進むにつれて、スマートフォンなどのデジタル機器は生活に欠かせないツールとなっています。

そのような中、デジタル機器の使い方に不慣れな方が、気軽に相談できる人が身近におらず、デジタル化の恩恵を受けられず取り残されている状況が見受けられます。

こうした問題を解決するため、地域

において「スマホ相談窓口」を開設していただき、スマートフォンの操作方法や困りごとの相談を受けていただける団体を募集します。

▼事業実施期間

令和7年4月～令和8年3月末日

▼応募団体の要件

応募対象団体とは、次の要件をすべて満たしている団体に限ります。

①主たる活動の場が町内にあること。
②5人以上の構成員を有し、その過半数が町内に在住・在勤または在学している方であること。

③団体の代表者及び運営について、会則などで定められていること。

④提案事業に対しての知識を有し、住民の方々へ指導・助言を確実に実施できること。

※団体とは、「町民活動団体」住民が自由な意思で集まり、自ら立てた規範に従って町民活動を行う団体。
※行政区や自治会などの一定地域に居住している人々の集団は除く

▼事業提案の募集期限

11月7日(木)

▼必要書類

事業提案書および事業計画などの提出が必要となります。詳細については『令和7年度住民協働事業募集要項』をご確認ください。

『令和7年度住民協働事業募集要項』および『申請書類一式』は、町公式ホームページからダウンロードできます。また、政策企画課、利根町文化セン



ター、利根町図書館、利根町生涯学習センター、布川地区コミュニティセンターにも設置しております。

▼補助対象経費

事業に対する補助対象経費は、「報償費」・「人件費」・「旅費」・「印刷製本費」・「食糧費」・「通信運搬費」・「保険料」・「使用料及び賃借料」・「業務委託料」・「その他」となります。ただし、各項目において内容により対象外になる経費もありますのでご注意ください。

なお、備品の購入は認められませんのでご注意ください。

▼審査会

提出された事業提案書などに基づき『利根町住民協働事業審査会』にて審査を行います。

なお、審査に際し、事業提案団体によるプレゼンテーションを実施していただく予定です。

審査会では、事業提案書などの書類審査およびプレゼンテーションなどの内容により、事業の採択または不採択を決定いたします。

▼問い合わせ

政策企画課 地域振興係
☎68・2211（内線337）

方債の残高や、公営企業債に対する繰出見込額など実質的な負債の標準財政規模に対する割合です。

利根町では、地方債現在高や公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額などの将来負担額より、この将来負担する実質的な負債の返済に充てることができる基金現在高や地方債現在高などに係る交付税措置見込額などの充当可能財源が上回ったため比率が算定されません。

●資金不足比率
公営企業会計ごとの赤字額（資金不足額）の事業規模に対する割合です。経営健全化基準を超えると経営健全化計画に取り組むこととなります。

利根町では、公営企業会計は公共下水道事業特別会計が対象となりますが、収支が黒字のため数値は示されません。

指標		利根町の数値	基準	
			早期健全化	財政再生
財政健全化判断比率	実質赤字比率	(黒字)	15.00%	20.00%
	連結実質赤字比率	(黒字)	20.00%	30.00%
	実質公債費比率	1.2%	25.0%	35.0%
	将来負担比率	—	350.0%	
資金不足比率 公共下水道事業特別会計 (事業規模約1億7,166万円)		(黒字)	経営健全化基準 20.00%	

▶問い合わせ

財政課 財政係 ☎68-2211（内線353）

令和6年度利根町新築マイホーム取得助成金

町では、町内に住宅を新築、建て替えまたは建売住宅（建築基準法に基づく建築確認日から5年を経過していない住宅）を購入された方に対し、住宅取得に要した費用を、基本25万円、最大55万円まで助成しています。

▼申請期限

・住宅取得に伴う登記の日から1年以内・10月31日(木)

▼助成金額

25万円（最大55万円）
本助成金の申請には所定の要件がありますので、詳細につきましては、「広報とね5月号」または「町公式ホームページ」をご覧ください。

▼問い合わせ

政策企画課 地域振興係
☎68・2211（内線333）
メール：chiki@town.tone.lg.jp

児童手当制度改正

令和6年度10月から児童手当の制度が変わります。

- ・支給対象年齢が高校生年代まで拡大
- ・所得制限の撤廃
- ・第3子以降の手当額が増額
- ・手当の支払月が偶数月の年6回

詳しくはこちら↓



▼問い合わせ

子育て支援課 子育て支援係
☎68・2211（内線333）